

専決処分第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決する。

平成27年3月25日

四万十町長 中尾 博憲

損害賠償の額を定めることについて

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 相手方 | 住所 (略)
氏名 (略) |
| 2 | 事故の概要 | 平成27年2月3日午後3時30分頃、自動車で町道窪川平串線を走行中、道路中央部に穴があり、それに気付かず進入し、車体を損傷したもの。 |
| 3 | 損害賠償金 | 金78,710円
内訳（車両修理費用） |